1．［2］⑵⑦ロ㈡のうち、「3から6」を「3から8」に改める。
1．［2］⑵⑦ロ㈢のうち、「7から10まで」を「9及び10」に改める。
1．［2］⑵⑦ニのうち、「、イの表中7及び8は平成29年6月3日から平成30年3月31日まで並びにイの表中9及び10は平成30年4月1日から平成44年3月31日まで」を「、イの表中3及び4は平成29年6月3日から平成31年3月31日まで並びにイの表中5及び6は平成31年4月1日から平成44年3月31日まで」に改め、「㈠に掲げる道路」の次に「の各インターチェンジ」を加える。
1．［2］⑵⑫イのうち、「第二神明道路」の次に「（各インターチェンジのＥＴＣ通信施設の供用開始の日の前日までとする。）」を加える。
1．［2］⑵⑭のうち、「⑱」を「⑪」、「⑰」を「⑩」、「①、⑫、⑭又は⑮」を「①又は⑧」、「⑫、⑭、⑮」及び「⑫、⑭又は⑮」を「⑧」に改め、同ロのただし書きを削る。
1．［2］⑵⑮に次を加える。

㈨　企画割引「四国まるごとドライブパス！2018」

イ）割引をする自動車

Ａ　往復料金セットプラン

ニ）Ａの各項に定める発着エリア内のインターチェンジからニ）Ｂに定める周遊エリア内のインターチェンジまで往復し、ニ）Ｂに定める周遊エリア内を通行するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。以下同じ。）のうち軽自動車等及び普通車（西日本高速道路株式会社及び兵庫県道路公社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限るものとし、当該申込時に指定した期間内の通行に対して、本割引を適用する。）

ただし、ロ）に定める利用日数及びニ）Ａの各項に定める発着エリアの別に、同一のＥＴＣカードにより本割引の適用を２回受けた後、同カードを使用して通行する場合を除く。

Ｂ　フェリー・レンタカー限定プラン

ニ）Ｂに定める周遊エリア内を通行（ただし、周遊エリア内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）するＥＴＣ車のうち軽自動車等及び普通車（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への申込みがなされ、かつ、西日本高速道路株式会社が指定するレンタカー会社が貸与する自動車を使用する場合又は西日本高速道路株式会社が指定するフェリー会社が運航するフェリーを使用する場合に限るものとし、当該申込時に指定した期間内の通行に対して、本割引を適用する。）

ただし、ロ）に定める利用日数の別に、同一のＥＴＣカードにより本割引の適用を２回受けた後、同カードを使用して通行する場合を除く。

ロ）割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次表の額（単位：円）とする。

類別	発着エリア	周遊エリア	利用日数	軽自動車等	普通車
往復料金セットプラン	滋賀・京都・大阪	四国	休日２日間	5,500	6,900
			３日間	6,200	7,800
			４日間	7,000	8,800
	兵庫・岡山	四国	休日２日間	4,500	5,600
			３日間	5,300	6,600
			４日間	5,900	7,300
	広島・山口東部	四国	休日２日間	5,400	6,700
			３日間	6,100	7,600
			４日間	6,900	8,600
	福岡・山口西部	四国	休日２日間	8,000	10,000
			３日間	9,000	11,200
			４日間	10,000	12,500
フェリー・レンタカー限定プラン	―	四国	休日２日間	3,600	4,500
			３日間	4,400	5,600
			４日間	5,200	6,500

なお、上表における利用日数は、次のＡからＣのとおりとし、本割引の適用を受けるための申込時に利用期間を指定するものとする。

Ａ　休日２日間　ハ）に定める実施期間のうち連続する最大２日間（ただし、休日に限る。）
Ｂ　３日間　ハ）に定める実施期間のうち連続する最大３日間
Ｃ　４日間　ハ）に定める実施期間のうち連続する最大４日間

ハ）実施する期間

平成30年６月11日から平成30年12月16日まで（ただし、平成30年８月10日から平成30年８月16日までの間を除く。）

ニ）適用区間

Ａ　発着エリア

㈠　滋賀・京都・大阪エリア

路線名	対象区間
中央自動車道西宮線	蒲生スマートインターチェンジから吹田ジャンクションまで
近畿自動車道名古屋神戸線	甲賀土山インターチェンジから大津ジャンクションまで、高槻ジャンクション（新名神）から箕面とどろみインターチェンジまで、草津ジャンクションから大津ジャンクションまで及び高槻ジャンクション（新名神）から高槻ジャンクション（名神）まで
中国縦貫自動車道	吹田ジャンクションから中国池田インターチェンジまで（ただし、中国豊中インターチェンジを除く。）
京滋バイパス	全区間（ただし、南郷インターチェンジ、宇治東インターチェンジ及び巨椋インターチェンジを除く。）
第二京阪道路	起点から久御山ジャンクションまで
京都縦貫自動車道	大山崎インターチェンジから千代川インターチェンジまで（ただし、沓掛インターチェンジを除く。）

㈱Ｂに定める周遊エリアとの間で、Ｃ㈠から㈣に定めるインターチェンジを経由し通行する場合を含む。